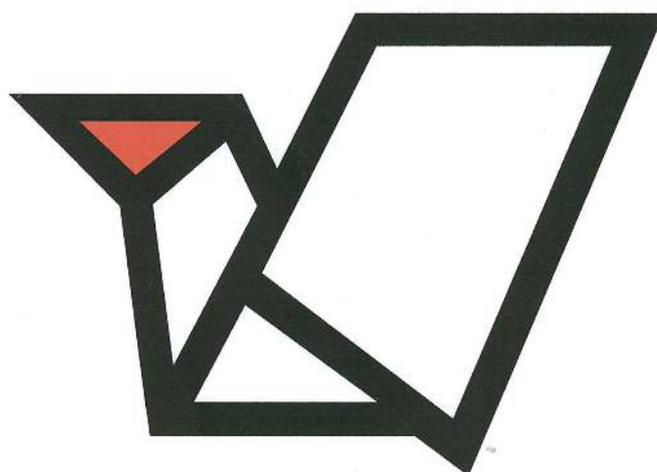


平成27年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会 議会運営委員会



平成27年3月24日

平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会
議会運営委員会会議録

○議題・場所

平成27年3月24日 午後2時00分 開会

於：横浜シンポジア 902会議室

- (1) 傍聴の許可について
- (2) 第1回定例会の日程について
- (3) その他

休憩後

- (4) 陳情について
- (5) 閉会中継続審査の申し出について

○出席委員（8名）

高橋正治	出口正雄
吉沢章子	石田久良
大野忠之	山田晴義
須田毅	二見和幸

議長 岩崎善幸

○広域連合事務局

事務局長	安藤康恵
総務課担当課長	岩崎均
業務課長	武田伸彦
書記長	能條直幸
書記	岩崎雄二郎
書記	水越茉耶
書記	長田薫

【開会】

○委員長(大野 忠之君)

皆様、こんにちは。 委員長の 大野でございます。失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席委員は、7名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成 27 年 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会議会運営委員会を開会いたします。

【傍聴の許可について】

○委員長(大野 忠之君)

それでは、議事に入りたいと思います。議題（1）傍聴の許可についてお諮りいたします。一般及び報道関係者について、本日の委員会傍聴を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、傍聴を許可することに決定いたしました。

～傍聴者入場～

【平成 27 年第 1 回定例会の日程について】

○委員長(大野 忠之君)

それでは、議題（2）の「平成 27 年第 1 回定例会の日程について」議題といたします。

書記から説明をお願いいたします。能條書記長。

○書記長(能條 直幸君)

書記長の 能條でございます。失礼ではございますが、着席して御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程案について、御説明をいたします。お手元でございます配付資料①の 3 ページ、議事日程表案を御覧ください。

まず議事日程に入る前に、議長より諸報告といたしまして、区分 7 選出の 川口仁議員の辞職に伴い、平成 26 年 10 月 10 日に執行されました、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙において、石井芳隆議員が選出されましたことを御報告していただきます。

【日程第 1】は、広域連合長挨拶でございます。

【日程第 2】は、議席の指定でございます。

【日程第 3】は、会議録署名議員の指名でございます。議長より、吉沢章子議員と須田毅議員を指名していただきます。

【日程第 4】は、会期の決定でございます。会期は本日 1 日としたいと考えております。

【日程第 5】は、諸般の報告といたしまして、議長から、「平成 26 年 6 月分から平成 26 年 12 月分の例月現金出納検査の結果」と「平成 25 年度上下期分及び平成 26 年度上期分の定期監査の結果」を報告していただきます。

【日程第 6】は、一般質問でございます。本件に対しましては、斉藤達也議員、白井正子議員から、質問の通告が出ております。なお、質問の順序は議席番号の順となります。

【日程第 7】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例に

ついて」御審議いただくものでございます。

【日程第 8】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について」御審議いただくものでございます。

【日程第 9】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例について」御審議いただくものでございます。

【日程第 10】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」御審議いただくものでございます。

【日程第 11】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」御審議いただくものでございます。

【日程第 12】は、「平成 26 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について」御審議いただくものでございます。

【日程第 13】は、「平成 26 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」御審議いただくものでございます。

【日程第 14】は、「平成 27 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」御審議いただくものでございます。本件に対しましては、吉岡和江議員から質問の通告及び反対討論の通告が出ております。

【日程第 15】は、「平成 27 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」御審議いただくものでございます。本件に対しましては、吉岡和江議員から質問の通告及び反対討論の通告が出ております。

【日程第 16】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」でございます。

【日程第 17】は、「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて」御審議いただくものでございます。

なお、陳情が 3 件提出されておりますので、【日程第 18】、【日程第 19】、【日程第 20】で議事日程に追加する予定でございます。

最後に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました、全体の流れについて、御説明いたします。この後、議会運営委員会を暫時休憩とさせていただき、午後 2 時 30 分より本会議を開会させていただきます。この本会議の日程につきましては、先ほど御説明したとおりですが、日程第 18 から 20 までの陳情の取り扱いにつきましては、会議規則により、議会運営委員会に付託することとされております。従いまして、この陳情の審査のため、日程第 18 に入りまして、本会議を暫時休憩し、本会議休憩中に議会運営委員会を再開し、陳情を審査させていただきます。そして、委員会において採決の後、「閉会中継続審査の申し出について」協議していただき、委員会を閉会いたします。

その後、本会議を再開し、委員長報告、討論、採決となりますが、日程第 18 から 20 までの陳情に対しまして、白井正子議員から、賛成討論の通告が出ております。陳情の採決が終わりますと「閉会中継続審査の申し出について」議決をしていただきます。全ての議事が終わりますと、広域連合長から御挨拶があり、その後、閉会となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長(大野 忠之君)

ただいま説明がありました日程について、何か御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

特になければ、第1回定例会の日程につきましては、事務局の説明のとおり進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

【その他】

○委員長(大野 忠之君)

次に、議題(3)の「その他」について、委員の皆様から、何か御発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、ここで議会運営委員会を暫時休憩します。

午後2時9分 休憩

午後3時48分 再開

【陳情について】

○委員長(大野 忠之君)

現在の出席委員は、8名でございます。よって定足数に達しておりますので、これより委員会を再開いたします。

議題(4)の陳情第1号「後期高齢者の保険料軽減特例の継続についての国への意見書提出を求める陳情」について、議題といたします。

陳情の要旨等につきましては、書記に朗読させます。能條書記長。

○書記長(能條 直幸君)

陳情第1号、件名は「後期高齢者の保険料軽減特例の継続についての国への意見書提出を求める陳情」です。受理は、平成27年3月13日、陳情者は、神奈川県社会保障推進協議会事務局長、佐々木滋さんです。

陳情の要旨は、一、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しは行わず、国による財源確保のうえ、恒久的な制度とするよう国に意見書を提出していただくこと。

以上でございます。

○委員長(大野 忠之君)

事務局見解の説明を求めます。安藤事務局長。

○事務局長(安藤 康恵君)

陳情第1号について、当局の見解を申しあげます。

国への意見書についてですが、本広域連合といたしましては、保険料軽減特例が恒久的な制度となるよう全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて国へ要望してまいりました。

今回の保険料軽減特例の見直しですが、国の資料によりますと、例えば夫が年金収入200万円、妻が年金収入80万円以下の場合、一般世帯では、妻の保険料が月額2,900円なのに対して、被用者保険の元被扶養者であった妻は特例により保険料が月額360円となり、不公平な負担となっていることから見直しが行われるものでございます。

このような現状を踏まえ、保険料軽減特例の見直しについては、急激な負担増となる者に対しては、きめ細やかな激変緩和措置を講ずるとしていることから、平成29年度から原則的に本則にもどすことについては、やむをえないものとして、意見書の提出は必要ないと考えております。

○委員長(大野 忠之君)

ただいま、説明がありました。何か御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、質問を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成なしであります。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

○委員長(大野 忠之君)

陳情第2号「後期高齢者医療制度の改善を求める陳情」について、議題といたします。

陳情の要旨等につきましては、書記に朗読させます。能條書記長。

○書記長(能條 直幸君)

陳情第2号、件名は、「後期高齢者医療制度の改善を求める陳情」受理は、平成27年3月13日、陳情者は、神奈川県社会保障推進協議会事務局長、佐々木滋さんです。

陳情の要旨は、一、保険料が引き上げとならないよう、あらゆる手立てを講じていただくこと。二、北海道、兵庫県、広島県、福岡県、熊本県などの広域連合が実施している低所得者に対する独自の保険料減免制度を参考に、神奈川県広域連合におかれましても低所得者に対する独自の減免制度を創設していただくこと。三、保険料滞納者への差押えや滞納処分は、原則として行わないこと。四、国の調整交付金の算定方法について、改善を求めていただくこと。五、短期被保険者証の交付にあたり「特別の事情」を考慮し、受領権が侵害されないよう特段の配慮をしていただくこと。また、訪問しての面談を交付の要件としていただくこと。六、市町村とも連携し高齢者の健康増進事業の一環として、市民プール等を無料で利用できる事業を実施していただくこと。また、プール利用に至らない自治体の場合は、それに代わる健康増進事業を実施していただくこと。

以上でございます。

○委員長(大野 忠之君)

事務局見解の説明を求めます。安藤事務局長。

○事務局長(安藤 康恵君)

陳情第2号について、当局の見解を申しあげます。はじめに、陳情事項1の保険料についてですが、保険料率につきましては、2年毎の安定した財政運営を考慮して設定しています。今後も高齢化の進展や、医療の高度化等による一人当たり医療給付費の伸びなどから、保険料率の上昇が予想されます。

このため、本広域連合としては、次期保険料改定時に保険料率の急激な上昇を抑制する取組が必要になると考えています。また、厳しい財政状況下において、県及び市町村にさらなる負担をお願いすることは、困難であると考えております。

次に、陳情事項2の独自の保険料減免制度の創設についてですが、陳情事項にある北海道や広島県などの広域連合が実施している独自の減免制度では、生活保護が開始された被保険者について未納分の保険料を減免するものがあります。本広域連合において独自の減免措置を行う

ためには、その財源として、県及び市町村の追加負担が必要となります。厳しい財政状況下において、県をはじめ全市町村の合意のもと新たな保険料減免を実施すること及びこれに伴い法定の負担に加えてさらに県及び市町村負担をお願いすることは、いずれも困難であると考えております。

次に、陳情事項3の差し押さえや滞納処分についてですが、保険者としては、保険財政の安定運営と、加入者間の負担の公平性を確保するために、保険料の収納対策に積極的に取り組むのが、当然の責務であると考えております。保険料徴収業務を行う市町村においては、相当額の資産があるにもかかわらず、特別な事情もなく、督促や催告などによっても、長期にわたり保険料を滞納している被保険者については、その生活実態を把握した上で、法令の基準にのっとり、差し押さえ等の滞納処分を行うものと考えています。

次に、陳情事項4の国の調整交付金の算定方法についてですが、調整交付金は、広域連合間における被保険者の所得格差による財政の不均衡を調整するため設けられている制度です。調整交付金の算定方法について、地域間の不公平を生じさせないように、改善や拡充を図ることを、全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に要望しております。

次に、陳情事項5の短期被保険者証いわゆる短期証についてですが、短期証は被保険者間の負担の公平を図ることを目的に、保険料を滞納している被保険者との納付相談の機会を増やし、保険料の納付につなげるために交付しています。短期証は、有効期間が6ヶ月間と通常の被保険者証より短いことに違いがあることのみで、受療権を侵害するものではありません。また、短期証の交付にあたっては、保険料の徴収業務を行っている市町村の窓口で直接に面談して交付することで生活実態を把握しており、病気等で窓口に来庁できない被保険者に対しては、短期証を郵送していることから、訪問しての面談を交付の要件とする考えはありません。

最後に、陳情事項6の高齢者の健康増進事業についてですが、高齢者の健康増進については、市町村においてスポーツ施設や公衆浴場等の運動・健康施設の利用助成、人間ドック費用助成、健康教室開催、スポーツ大会開催など、さまざまな方法で事業を実施しています。本広域連合は市町村の実施事業に対して国の特別調整交付金を財源とする補助金を交付するという方法で、市町村と連携した健康増進事業を既に推進しています。どの健康増進事業を実施するかについては、市町村が地域の実情に応じて判断をしており、本広域連合は高齢者の健康増進に寄与する事業に対して補助金を交付することにより支援しています。説明は以上でございます。

○委員長(大野 忠之君)

ただいま、説明がありました。何か御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、質問を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成なしであります。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

○委員長(大野 忠之君)

陳情第3号「広域連合議会における請願人や陳情人の口頭意見陳述の実現を求める陳情」に

ついて、議題といたします。

陳情の要旨等につきましては、書記に朗読させます。能條書記長。

○書記長(能條 直幸君)

陳情第3号、件名は、「広域連合議会における請願人や陳情人の口頭意見陳述の実現を求める陳情」受理は、平成27年3月13日、陳情者は、神奈川県社会保障推進協議会事務局長、佐々木滋さんです。

陳情の要旨は、一、県広域連合議会において、請願人や陳情人の口頭意見陳述を認め、実施していただくこと。

以上でございます。

○委員長(大野 忠之君)

事務局見解の説明を求めます。能條書記長。

○書記長(能條 直幸君)

陳情第3号について、議会事務局の見解を申し上げます。

請願者や陳情者の口頭意見陳述についてですが、現在のところ議会規則や申し合わせ事項に特段の定めはありませんが、議会事務局としては、請願書または陳情書において十分に意見陳述、趣旨説明がなされていることから、改めて請願者または陳情者が意見陳述を行う機会を設ける必要は特にないと考えています。

○委員長(大野 忠之君)

ただいま、説明がありましたが、何か御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、質問を終結します。これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を終結します。これより採決に入ります。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成なしであります。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

【閉会中継続審査の申し出について】

○委員長(大野 忠之君)

次に、議題(5)の「閉会中継続審査の申し出について」、お諮りいたします。議長に対し、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

【委員長報告書の作成】

○委員長(大野 忠之君)

最後に委員長報告についてですが、委員長報告書の作成とその報告書の内容については、委員長に、御一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の議題は以上ですが、委員の皆様から何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 4 時 0 0 分閉会

議会運営委員会委員長 大 野 忠 之